

現職には厳しいが既得権温存 疑問残る議員年金見直し案

(週刊ダイヤモンド「データフォーカス」欄、2005年2月12日号)

一橋大学教授 高山憲之

議員年金の見直しを検討してきた調査会は2005年1月20日、答申をとりまとめ、衆参両院議長に提出した。答申は現行法の廃止および新しい国会議員年金法の制定を提言している。具体的には、国庫負担率を4年程度で5割まで引き下げることにおき、議員本人の掛金負担を7割程度引き上げる一方、給付を約3割引き下げる(図1)、受給資格を在職10年から12年に引き上げる、ことなどを打ちだした。

ただ、既に議員年金を受給している前・元職議員の年金額や、現行10年の受給資格を満たしている現職議員の年金権には手をつけない。さらに受給年金は消費者物価スライドとすることを求めた。

提言の内容は現職議員に対して相当の負担増および給付減を求め(図2)、結果的に国庫負担の削減を実現するという、従来では考えられないほど厳しいものになっている。議員年金への世論の批判が最近、一挙に高まったことがその背景にある。

議員年金は企業の退職給付にかなり似ている。この間、大半の企業は退職給付を大胆に見直してきた。また上乘せ年金の一つである農業者年金も抜本的に改変させられた。いずれも、すでに受給している人の年金額を削減している。平均余命の伸長、予定利回りの低下など給付引き下げの理由を丁寧に説明し、後輩達だけにツケ回しをすることの無理・不合理的を訴えて受給者や受給権者の理解と納得を得てきたのである。

農業者年金の場合は政策的国庫負担の削減が錦の御旗となった。そして既に受給している人の年金をカットしても、国の認めた財産権の侵害とはならず、また公序良俗にも反しないと考えた。

痛みは皆で少しずつ分かちあう。これが日本人になじんだ対処方法である。今回の見直し案は受給者や受給権者に痛みをいっさい求めていない。その上、消費者物価スライドまで保証しようとしている。日本の公的年金や職域年金はいまそれを約束していない。

議員年金の受給者や受給権者だけをなぜそこまで優遇しなければならないのか。地方議員の年金や職域年金へ与える影響も無視できないのである。再考を促したい。

図1 給付の引き下げ

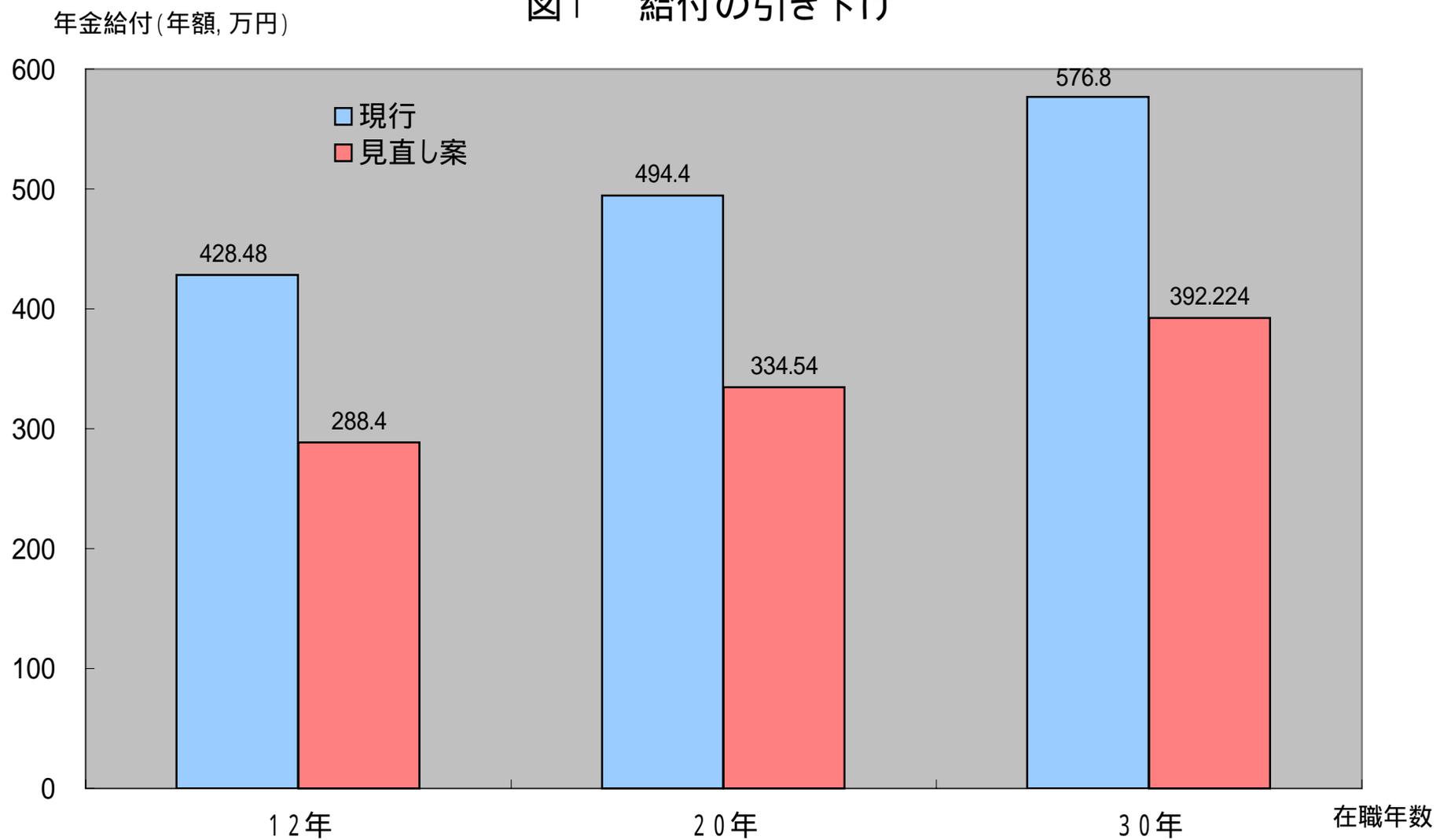


図2 本人負担分は何年分の受給額に相当しているか

